

令和8年度

滋賀県移住支援金と連携

滋賀県ローカルベンチャー創出支援金

新たな価値の創造や地域活性化の創出に取り組み、
地域課題の解決を目指す事業への起業を応援！

補助限度額

上限200万円

(補助率1/2以内)

地域の課題を
あなたの事業で
解決しませんか？

起業等の要件

- ・ 県が対象とする社会的事業および産業分野においてデジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業
- ・ 上記の要件に加え、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継・第二創業を経た新規事業



対象とする社会的事業

社会的事業への該当

- ・ 地域活性化関連
- ・ まちづくりの推進
- ・ 過疎地域等活性化関連
- ・ 買物弱者支援
- ・ 地域交通支援
- ・ 社会教育関連
- ・ 子育て支援
- ・ 社会福祉関連
- ・ DX関連
- ・ CO₂ネットゼロ社会の推進
- ・ SDGsにつながり持続可能な滋賀を目指す取組



対象とする産業分野（関連テーマ）

地域の産業づくりに繋がる分野への該当

- ・ デジタル産業
(AIやIoTの推進、ロボットの開発や利用など)
- ・ 輸送・交通産業 (ローカルモビリティの推進など)
- ・ エネルギー産業
(GXの推進、自然エネルギーの開発や利用、CO₂ネットゼロ社会の実現への取組など)
- ・ 地域産業(サーキュラーエコノミーの推進、地域エコシステムの構築など)
- ・ 医療・健康産業
(ウェルビーイングやフェムテックの推進、子育て支援など)

例えば、こんな事業が対象です★

- 林業のスマート化による過疎地の放置された山林整備事業（デジタル産業）
- 高齢者や障害者等に寄り添った地域密着型の介護タクシー事業（輸送・交通産業）
- 次世代エネルギーの開発事業（エネルギー産業） など

対象経費

人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 など

募集期間

令和 8 年

4 月 1 0 日(金)～5 月 2 9 日(金) 17:00必着



お申し込みの流れ

まずはお電話
やメールで
お問い合わせ
ください。

ご応募につい
てのご質問や
ご相談にお答
えます。

支援機関と
ご相談の上、
申請書類を作
成してくださ
い。

作成された申
請書類や必要
書類を期日ま
でにご提出く
ださい。

滋賀県移住支援金のご案内

滋賀県では、国・市町と連携し、東京圏から県内の対象市町に移住し、
起業した方などを支援しています。

対象者には最大100万円が移住先市町から支給されます。

対象市町(起業の場合)

長浜市、甲賀市、東近江市、米原市、日野町、愛荘町、豊郷町、多賀町

移住支援金の額

・2人以上の世帯の場合:100万円 ・単身の場合:60万円

詳細は滋賀県ホームページ(滋賀県移住就業支援事業)からご確認ください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ
TEL: 077-511-1412

Mail: プラザホームページの
メールフォームよりお問合せください
<https://www.shigaplaza.or.jp>

経営支援部 創業支援課 (担当: 溝口・米田)



公益財団法人
滋賀県産業支援プラザ

(公財) 滋賀県産業支援プラザは持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています

